

年 月 日

保護者 様

四街道市立四街道中学校長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症自宅休養(待機)報告書の提出について

お子様は、学校保健安全法に定められた感染症（新型コロナウイルス感染症）に係る下記の事由により自宅での休養(待機)となります。

については、下記によりご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 事由

- (1) 児童生徒に発熱や風邪の症状がある場合(ワクチンの副反応含む)
- (2) 同居する家族に発熱や風邪の症状がある場合(ワクチンの副反応含む)
- (3) 児童生徒が、濃厚接触者に特定された場合
- (4) 児童生徒と同居するご家庭が、濃厚接触者に特定された場合
- (5) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- (6) その他、校長が認めた場合

2. 家庭での留意事項

- (1) 毎朝、健康観察を行ってください。
- (2) 医師の診察が必要な状況となった場合は、至急医療機関に連絡の上、受診してください。
- (3) (2)の場合、速やかに学校への連絡をお願いします。

3. 登校する場合

- (1) 「新型コロナウイルス感染症自宅休養(待機)報告書」に保護者が必要事項を記入の上、)学校へ提出してください。
- (2) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、後日、保健所から療養期間に関する書類(「就業制限通知書」と「就業制限解除通知」・「宿泊・自宅療養証明書」など)が送付されますので、写しを学校へ提出ください。